

中小企業者等脱炭素経営支援助成制度のご案内

千代田区では中小企業者等を対象に、脱炭素経営についてのコンサルタント相談に要した経費を助成します。この制度は、中小企業者等による脱炭素社会の実現に向けた取組みを促進し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

助成対象となるコンサルタント相談内容

- ①脱炭素経営についての診断又は助言に関するもの
- ②脱炭素経営の実施にあたり活用できる補助制度の紹介に関するもの
- ③二酸化炭素排出量の算出に関するもの
- ④省エネ診断の実施に関するもの
- ⑤事業所における二酸化炭素排出量等の現状把握及び分析に関するもの
- ⑥脱炭素化促進を目的とした計画等の策定に関するもの

助成の対象者、条件等

- ・区内に事業所を有する中小企業者等であること。
- ・当該年度に同一の事業所等における本助成制度の助成を受けていないこと。
- ・住民税や固定資産税等を滞納していないこと。

助成内容

- ・助成対象者がコンサルタント相談に要する経費のうち「業務委託料」「研修講師への謝金」等を対象経費とする。

助成金の額（税抜）	上限額
対象経費の50%	50万円

※千円未満は切り捨てとなります。

申請に必要な書類

- ・助成金交付申請書（区ホームページでダウンロードできます。）
- ・見積書の写し（内訳書有）
- ・コンサルタント相談に係る相談内容等が確認できる書類
- ・納税証明書の写し

お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課 ゼロカーボン推進担当

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所 5階

☎ 03-5211-4255 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

《 手続きの流れ 》

申請者

区

申請

助成金交付申請書と必要書類を提出
※ 申請はコンサルタント相談の開始前に
行ってください。
※ 申請の際は事前にご連絡ください。

決定通知受領

コンサルタント相談の開始

実績報告

コンサルタント相談及び支払終了後、実績報告書と必要書類を提出
※ 提出期限：令和8年3月13日（金）まで
※ 実績報告の際は事前にご連絡ください。
【必要書類】 領収書、報告書 他

確定通知受領

請求

助成金交付請求書を提出（速やかに！）

申請受付

区役所（九段南1-2-1）5階 環境政策課

審査（10日程度）

助成金交付決定通知

審査の結果（交付の可否や交付予定額）を
書面（郵送）でお知らせします。

受付

審査（10日程度）

助成金交付額確定通知

助成金の額を確定し、
書面（郵送）でお知らせします。

助成金振込

請求日から振込に1か月程かかります。

注
意
事
項

- ① コンサルタント相談内容が助成対象か事前にご相談ください。
- ② 申請後、内容に変更が生じた場合は変更申請が必要になりますので、速やかに区担当までご連絡ください。
- ③ 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ④ 提出書類にはすべて同じ印を使用し、消せるボールペンを使用しないでください。